

Title	清代雍正年間における銅禁政策と京局辦銅
Sub Title	The Qing Dynasty's brass prohibition and copper procurement of Beijing mint in Yongzheng era
Author	上田, 裕之(Ueda, Hiroyuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2016
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.4 (2016. 2) ,p.27(661)- 58(692)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20160200-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代雍正年間における銅禁政策と京局辦銅

上田裕之

はじめに

本稿は、清代雍正年間（一七二三～一七三五）に推進された銅禁政策の政策過程を、京局辦銅（北京に置かれた戸部管下の宝泉局ならびに工部管下の宝源局のための銅調達）との関係に注目して再検討するものである。

雍正年間は、漢地¹の近世貨幣史において転換点に位置している。すなわち、明代（一三六八～一六四四）後半から清代の康熙（一六六二～一七二二）の中頃までは総じて銀遣いが優勢で、銅錢遣いはかなり限定的であったのに対して、康熙末年には京師とその近隣で錢貴（銅錢の対銀比価高騰）をとめないながら銅錢遣いが拡大し始め、雍正を経た乾隆（一七三六～一七九五）前半には錢貴と銅錢遣い拡大が漢地のほとんどの地域に広がり、そ

の結果として各地に銀錢併用が定着するに至ったのである。²

それだけでも雍正年間の重要性は十分了解されるであろうが、特に筆者の場合、市場論や貨幣論の精緻化を目指す研究潮流とは別個に、政策形成をめぐる清朝内部の種々の相互関係のもとで貨幣政策と市場の貨幣動向が変化していく動態に関心をもっている³ので、変動期たる雍正年間はとりわけ軽視すべからざる対象となる。その時点における市場の貨幣動向はどのようなもので、それに対して皇帝、清朝中央（ひととき重要なのが王朝財政を統括する戸部）、各省（その行財政を監督する総督・巡撫ら）はそれぞれ何を重要視し、そのことは貨幣政策の形成過程をどのように左右し、そうして打ち出された政策は市場にいかなる結果をもたらしたのか——という一

連の経緯を克明に跡付けることによって始めて、国家権力の存在を生身の人間の営為の集合体として取り込んだ、総体的かつ整合的な貨幣史叙述が可能になると筆者は考えている。もう少し噛み砕いていうならば、皇帝や官僚たちを社会経済史的「構造」の掌の上で転がされる存在として片づけるのではなく、彼らの認識とそれに基づく振る舞いが様々に絡み合うことよって往々にして意図せざる結果を呼び込み、そうして知らず知らずのうちに貨幣史を展開させていくさまを、より生々しく活写したいと考えているのである。その観点からみて、貨幣動向が大きく変動しつつあった雍正年間は極めて重い意味をもつのであり、であればこそ筆者は、清代前期の貨幣政策史を論じた上田「二〇〇九」を上梓した後も、雍正年間に関する研究を入念に続けてきた「上田二〇一二 a・二〇一三」⁴⁾。

さて、この雍正年間に関して、看過できない特徴的な政策がある。それは、漢地全域および盛京地区において黄銅器皿（真鍮の銅器）の製造と所有を原則禁止し、官民から黄銅器皿を強制的に買い上げて制錢（官製の銅錢）製造の原材料に供した銅禁政策である。銅禁政策に初めて本格的な分析を加えた佐伯富「一九七一（初出一

九五九）・五〇五・五二二」は、官撰書の『皇朝文献通考』および雍正帝と各省の総督・巡撫との間でやり取りされた奏摺に若干の改変を施して収録した『雍正硃批諭旨』を利用して銅禁政策の経緯を論じ、雍正年間には錢貴が漢地全域に広がり制錢の増鑄が求められていたが、洋銅（日本銅）の輸入は減少し滇銅（雲南銅）の生産も未だ軌道に乗っていなかったため官民から黄銅器皿を收購しようとしたものの、「社会の銅器に対する欲求は強かったので、政府の一方的一片の禁令によって、銅器の使用を禁止しようとしても、殆んど不可能に近かった」（五二二頁）、と結論づけた。後に奏摺の原本を用いて銅禁政策を論じた黒田明伸「一九九四・四二・四三」や足立啓二「二〇一二（初出一九九一）・四五九・四六一」も、概ね佐伯の理解を踏襲している。他方、李強「二〇〇四」は、管見の限り銅禁政策に関する唯一の専論であり、各種の官撰書および満文（漢訳）を含む奏摺を駆使して銅禁政策を詳細に検討している。李の見解は、制錢の銷毀（溶解）を防止するための黄銅器皿の製造・所有禁止に政策の主眼は置かれていたとする点において、制錢鑄造のための銅材獲得を強調する佐伯らと理解を異にするが、錢貴が既に漢地全域に広がっており銅禁政策は

その対策として実施されたとみなしている点は重なり合っている。

これに対して筆者は、銅禁政策実施時において錢貴は依然として京師とその近隣に限定されており、銅禁政策は京師の錢貴と各省の私鑄錢横溢という別々の問題を包括的に解決しようと企図した政策であった、と主張してきた〔上田二〇〇九：一四一～一五〇；二〇一三〕。貨幣動向の地域差に照らせば、銅禁政策と錢貴・制錢鑄造との関係は佐伯や李が概括したよりもっと入り組んだものになっていたはずであり、雍正帝・清朝中央・各省督撫の間に認識の不一致と複雑な相互関係が存在していた可能性を吟味しなければならない。ただ、筆者の旧稿は、各省での銅禁政策が錢貴対策であったか否かという先行研究との最大の対立点に重点を置くものであり、京師に関しては十分に検証していなかった。特に、佐伯と李の主張を突き合わせることで浮上してくる辦銅の位置づけの問題は、全く見落としていた。そこで本稿においては、京局辦銅との関係を軸として、銅禁政策の政策過程全体を再検証することとしたい。

そのような視角からの再検証が可能になったのは、史料状況が飛躍的に改善されたためである。従来、当該時

期の政策史研究において利用されてきたのは、専ら官撰書と奏摺であった。奏摺のやり取りによって各省の督撫らを統御した雍正帝の所謂「奏摺政治」は、かねてより多くの研究者の注目を集めてきた。その一方で、奏摺とは別種の上奏文である題本は、政策決定機能がほぼ奏摺に一元化された乾隆年間とは異なっており、雍正年間にはとりわけ中央において名実ともに政策決定のための上奏文として機能していたにもかかわらず、現存するものが極めて乏しいために利用されることがほとんどなかった。

しかし、かかる史料状況は近年になって一変した。『雍正朝内閣六科史書 戸科』（広西師範大学出版社、二〇〇八）。以下、『六科史書 戸科』と略記）の影印出版により、戸部関係の題本の抄録である戸科史書を容易に利用することが可能になったのである〔上田二〇一三〕⁽⁶⁾。あくまでも抄録であるので省略や誤記に注意する必要があるが、奏摺からは浮かび上がってこない雍正年間の清朝中央における政策過程を精緻に分析できるようになったことの意味は非常に大きい。⁽⁷⁾

以下、まず第一章において雍正年間の銅禁政策の前提をなす康熙末年の旧器皿・廢銅收買策と京局辦銅との関係を確認し、それを踏まえて第二章で雍正年間における

銅禁政策の成立過程を京局辦銅との關係を中心に再検討し、続く第三章で成立後の銅禁政策の推移と京局辦銅にもたらした結果を明らかにする。

なお、引用史料において（ ）は引用者による註記、「〔 〕」は引用者による補記、……は中略を意味する。

第一章 康熙末年における旧器皿・廢銅收買策と京局辦銅

つとに佐伯「一九七一（初出一九五九）…五〇五〇五〇六」が指摘しているように、雍正年間の銅禁政策は康熙一二年制定の黄銅器皿製造制限令と康熙一八年開始の旧器皿・廢銅收買策の流れを汲んでいる。前者については本章で銅禁政策の成立を論じる際に確認することとして、本章では後者について、京局辦銅との關係を中心に

みていく。ただし、佐伯は明確に指摘していないが、雍正年間の銅禁政策と直接の関わりをもつのは康熙五五年開始の旧器皿・廢銅收買策であり、康熙一八年開始の收買策は康熙五五年より以前のどこかの時点で（おそらくは洋銅輸入が最盛期を迎えた康熙三〇年代までに）停止されたようである。以下では、康熙五五年に開始された收買策に焦点を絞りたい。

その前年の康熙五四年、江蘇・安徽・江西・浙江・福建・湖北・湖南・広東の八省の督撫に紅銅の納入を命じる督撫辦銅制（以下、辦銅を命じられた八省を辦銅八省と呼ぶ）が採用され、翌五五年に開始された。当該の督撫らは、毎年戸部に宝泉局分三六万五四二三斤、工部に宝泉局分一八万八九七七斤、合計五五万四四〇〇斤の紅銅を納入するよう命じられた。八省全体では、宝泉局分

年間 卯数	年間 紅銅需要	京局紅銅 需要合計
36	1,296,000	3,456,000
36	1,296,000	3,456,000
36	1,296,000	3,888,000
36	1,296,000	3,888,000
36	1,296,000	3,888,000
36	1,296,000	3,888,000
36	1,296,000	3,888,000
36	1,296,000	4,176,000
40	1,440,000	4,320,000
40	1,440,000	4,320,000
41	1,476,000	4,428,000
41	1,230,000	3,690,000
41	1,230,000	3,690,000
41	1,230,000	3,690,000
41	1,230,000	3,690,000
41	1,230,000	3,690,000
37	1,110,000	3,570,000
37	1,110,000	3,570,000
37	951,418	3,059,987
41	1,054,274	3,162,843

二九二万三三八四斤、宝泉局分一五二万一八一六斤、総額四四三万五二〇〇斤となる。この時、宝泉局の制錢鑄造で用いる紅銅・亜鉛は一卯につき一〇万斤で（卯は鑄造炉の年間稼働回

表1 京局の紅銅需要額
(単位は斤、斤未満切り捨て)

年 代	宝 泉 局					宝 源 局		
	1 卯あたりの 紅銅・亜鉛	紅銅 比率	1 卯あたり の紅銅	年間 卯数	年間 紅銅需要	1 卯あたりの 紅銅・亜鉛	紅銅 比率	1 卯あたり の紅銅
康熙55年	100,000	0.6	60,000	36	2,160,000	60,000	0.6	36,000
康熙56年	100,000	0.6	60,000	36	2,160,000	60,000	0.6	36,000
康熙57年	120,000	0.6	72,000	36	2,592,000	60,000	0.6	36,000
康熙58年	120,000	0.6	72,000	36	2,592,000	60,000	0.6	36,000
康熙59年	120,000	0.6	72,000	36	2,592,000	60,000	0.6	36,000
康熙60年	120,000	0.6	72,000	36	2,592,000	60,000	0.6	36,000
康熙61年	120,000	0.6	72,000	36	2,592,000	60,000	0.6	36,000
雍正元年	120,000	0.6	72,000	40	2,880,000	60,000	0.6	36,000
雍正2年	120,000	0.6	72,000	40	2,880,000	60,000	0.6	36,000
雍正3年	120,000	0.6	72,000	40	2,880,000	60,000	0.6	36,000
雍正4年	120,000	0.6	72,000	41	2,952,000	60,000	0.6	36,000
雍正5年	120,000	0.5	60,000	41	2,460,000	60,000	0.5	30,000
雍正6年	120,000	0.5	60,000	41	2,460,000	60,000	0.5	30,000
雍正7年	120,000	0.5	60,000	41	2,460,000	60,000	0.5	30,000
雍正8年	120,000	0.5	60,000	41	2,460,000	60,000	0.5	30,000
雍正9年	120,000	0.5	60,000	41	2,460,000	60,000	0.5	30,000
雍正10年	120,000	0.5	60,000	41	2,460,000	60,000	0.5	30,000
雍正11年	120,000	0.5	60,000	41	2,460,000	60,000	0.5	30,000
雍正12年	102,857	0.5	51,429	41	2,108,569	51,428	0.5	25,714
雍正13年	102,857	0.5	51,429	41	2,108,569	51,428	0.5	25,714

清代雍正年間における銅禁政策と京局辦銅

数の単位)、紅銅と亜鉛の配合比率は六対四、年間の卯数は三六であったから、宝泉局の紅銅需要は年間二一六万斤であった。また、宝源局は用いる紅銅・亜鉛が一卯につき六万斤で、配合比率と年間の卯数は宝泉局と同じであったから、宝源局の紅銅需要は年間一九万六〇〇〇斤であった。京局全体では三四五万六〇〇〇斤となり、前述した辦銅定額四四三万五二〇〇斤は少なからず余裕をもたせた額であったといえる。なお、京局の紅銅需要額については、表1を参照されたい。

ところが、その督撫辦銅は開始と同時に紅銅調達

困難に直面した。康熙五四年に徳川幕府が実施した正徳新例（海舶互市新例）によって長崎からの紅銅輸出货量が年間三〇〇万斤に制限されると同時に、「唐船」に交付される「信牌」の扱いをめぐって交易が紛糾し（「信牌紛争」）「岩井茂樹二〇〇七」、康熙五四～五五年には洋銅の輸入が年間一〇〇万斤を割り込むまでに激減したのである。なお、督撫辦銅制の実施状況については、表2を参照されたい。洋銅輸入額は劉序楓「一九九九～一三八～一四〇」に依拠し、その全額が京局辦銅の対象になったと仮定し、また、雍正三年から京局辦銅に組み込まれた滇銅調達が発額通り実現したと仮定し、それらの合計と京局の辦銅定額および紅銅需要額との差額を算出している（実際には、洋銅の全てが京局に納入されたわけではないだろうし、割当がなくとも滇銅や商銅によって洋銅不足が補われることもあったと思われる。ここでの数値はあくまでも目安である）。

洋銅の急減に直面した戸工両部は急遽、旧器皿・廢銅の収買を立案した。『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙五五年条には、以下のようにある。

時に江蘇等の八省の督撫辦銅するも、事は創始に在れば未だ限に依りて解交するあたわざるを以て、戸

工二部は議定すらく、「先ず旧器皿・廢銅を収買して局に交して鼓鑄するを行う。觔（斤）ごとに価銀一錢・脚費五分と定む。戸部より銀兩を給発して辦買し、務めて鼓鑄を誤たざらしむ。仍りて銅六鉛四に照らして合計し、銅六の価直併びに脚費の銀兩の數目を將て扣明し、江蘇等の八省の督撫に行文して原額に照らして扣除し減辦し、其の減ずる所の銅価及び水脚の銀兩もて其れをして彙齊し部に解らしむ」と。

戸工両部は、旧器皿・廢銅を一斤あたり価銀（購入費用）銀一錢・脚費（輸送費用）銀五分で収買し、旧器皿・廢銅をその重量の六割の紅銅に換算して、それに応じて辦銅八省の納入額を減免し、その分の辦銅費用を戸部に返還させることを提議して、裁可を得たのである。この頃、督撫辦銅の辦銅費用は一斤あたり銀一錢五分五釐であったから、その六割となると銀九分三釐しか戸部に返還されないことになり、旧器皿・廢銅を収買して紅銅の納入を減免すればするほど費用が膨らむことになるのだが、翌五六年三月の戸部尚書趙申喬の上奏によれば、康熙五五年末の時点で宝泉局の紅銅貯藏額はわずか三八万斤にまで落ち込んでおり、そのような危機的状况を打

表2 督撫辦銅制の実施状況
(単位は斤)

年代	辦銅定額	洋銅 輸入額	滇銅 割当額	調達可能額	辦銅過不足	京局需要額 (表1参照)	京局過不足
	A	B	C	B+C	D-A	F	D-F
	A	B	C	D	E	F	G
康熙55年	4,435,200	720,000	0	720,000	-3,715,200	3,456,000	-2,736,000
康熙56年	4,435,200	4,370,000	0	4,370,000	-65,200	3,456,000	914,000
康熙57年	4,435,200	4,100,000	0	4,100,000	-335,200	3,888,000	212,000
康熙58年	4,435,200	3,670,000	0	3,670,000	-765,200	3,888,000	-218,000
康熙59年	4,435,200	2,956,000	0	2,956,000	-1,479,200	3,888,000	-932,000
康熙60年	4,435,200	2,696,000	0	2,696,000	-1,739,200	3,888,000	-1,192,000
康熙61年	4,435,200	2,628,000	0	2,628,000	-1,807,200	3,888,000	-1,260,000
雍正元年	4,435,200	2,736,000	0	2,736,000	-1,699,200	4,176,000	-1,440,000
雍正2年	4,435,200	976,000	0	976,000	-3,459,200	4,320,000	-3,344,000
雍正3年	4,435,200	2,528,000	1,108,800	3,636,800	-798,400	4,320,000	-683,200
雍正4年	4,435,200	3,540,000	1,108,800	4,648,800	213,600	4,428,000	220,800
雍正5年	4,435,200	3,480,000	1,108,800	4,588,800	153,600	3,690,000	898,800
雍正6年	4,435,200	1,627,000	2,608,800	4,235,800	-199,400	3,690,000	545,800
雍正7年	4,435,200	3,040,000	1,663,200	4,703,200	268,000	3,690,000	1,013,200
雍正8年	4,435,200	3,528,000	1,663,200	5,191,200	756,000	3,690,000	1,501,200
雍正9年	4,435,200	3,590,000	1,663,200	5,253,200	818,000	3,690,000	1,563,200
雍正10年	4,435,200	3,440,000	1,663,200	5,103,200	668,000	3,570,000	1,533,200
雍正11年	4,435,200	2,656,000	1,663,200	4,319,200	-116,000	3,570,000	749,200
雍正12年	4,435,200	2,794,000	1,663,200	4,457,200	22,000	3,059,987	1,397,213
雍正13年	4,435,200	2,806,000	1,663,200	4,469,200	34,000	3,162,843	1,306,357

清代雍正年間における銅禁政策と京局辦銅

開するために旧器皿・廢銅の収買はたとえ費用が膨らもうとも実施しなればならなかったと考えられる。

この旧器皿・廢銅収買策について、『欽定大清会典則例』卷四四、戸部錢法、辦銅、康熙五五年条は、総じて『皇朝文献通考』よりも簡潔に記しているが（京局辦銅の不調には全く触れていない）、『皇朝文献通考』にはみられない独自の内容として、

内務府商人をして毎年旧器・廢銅一百三十万斤を辦ぜしむ。と記している。つまり、戸工両部は旧器皿・廢銅

の売却希望者をただ待ち受けたのではなく、内務府商人に調達を命じ、しかも年間一三三万斤という定額を課していたのである。となれば、定額を満たしたかどうかは別として、内務府商人は相応の実績を挙げようと努めた可能性が高いといえよう。

しかし、旧器皿・廢銅の収買は、民間において制錢の銷毀を誘発する危険をとまなっていた。『皇朝文獻通考』卷一四、錢幣二、康熙五六年条には、以下のようにある。

大学士等議言すらく、「前に江蘇等の省銅を解るに限を逾ゆる有るを恐るるに因りて、錢局暫く旧器皿・廢銅を収買して融通し辦理するを行ふを定む。近く聞くならく、奸民小制錢を私銷して廢銅と作して変売し、之を錢価に較ぶれば利を獲ること倍を以てすと。錢法に転つて弊竇を滋す。応に亟かに禁止を行ふべし」と。上諭を奉ずらく、「……今、奸民竟に敢えて小制錢を將て私に銷毀を行ひ銅と作して変売す。甚だ錢法を維持する所以に非ざるなり。如何に禁止するかの処もて、九卿・科道は戸部と会同して確議せよ」と。尋いで「九卿・科道・戸部は」議言すらく、「嗣後、錢局は止だ旧銅・器皿を買ふ

を許すのみとして、新鑄の板塊銅觔を買ふを准さず。如し小制錢を毀かして充てて廢銅と作す者有らば、八旗・歩軍統領並びに五城、大興・宛平兩県に通行して嚴緝せしむ。……」と。之に従う。

小制錢とは、康熙二三年から同四一年に鑄造された重量一錢の制錢を指し、康熙四一年に重量一錢四分の大制錢の鑄造に改めてからは将来回収して銷毀することを予定していたが、この時点ではそれを先送りしており、それにもかかわらず民間で勝手に小制錢を銷毀するのは法を犯すものに他ならなかつた。それゆえ、康熙帝と清朝中央高官によって問題視されたのである。なお、小制錢の銷毀の取り締まりを担当すべき機関・官員として「八旗・歩軍統領並びに五城、大興・宛平兩県」が挙げられているので、内務府商人による旧器皿・廢銅収買の実施にもなつて小制錢の銷毀が盛行した（とこの時みなされた）のはほぼ京師のみであつたことがわかる。

小制錢は、規定通り鑄造されれば、一文の重量は一錢である。一斤 \parallel 一六兩 \parallel 一六〇錢であるから、単純計算では、一六〇文の小制錢を銷毀すれば一斤の銅材が得られ、それを内務府商人に買い取らせれば価銀・脚費を合計して銀一錢五分を獲得できる。銀一兩を獲得するため

には銅材約六・六七斤を要するので、約一〇七〇文を銷毀する必要がある。ただし、銷毀には相応のコストがかかるし、鑄こぼれもあるだろうし、また、脚費の一部は内務府商人が受領した可能性もあるので、それらを相殺するにはいくらかの小制錢を上乗せしなければならなかったはずである。一方、康熙四五年時点での京師における小制錢の錢価は銀一兩⁽¹³⁾一七〇〇文であった。康熙末年には京師の錢貴が顕在化し始めて、康熙五三年には銀一兩⁽¹⁴⁾九二〇文となり、同六一年には七八〇文に達していたが、小制錢もその値で評価されていたのであれば銷毀が横行するはずはない。康熙末年に銀一兩⁽¹⁵⁾八⁽¹⁶⁾九〇〇文前後の値をつけていたのは間違いなく大制錢のみであり、小制錢はおそらく従来通り銀一兩⁽¹⁷⁾一七〇〇文前後の価値しかなかったとみられる。それゆえ、小制錢約一〇七〇文相当の銅材を銀一兩で買い取る旧器皿・廢銅收買は、銷毀のコスト・鑄こぼれや内務府商人の脚費取得を差し引いても、市場に比べて小制錢を大きく「過高評価」するものであり、結果として民間で小制錢の銷毀を横行させることになったと考えられる。

一方、重量一錢四分の大制錢を銷毀して銅材六六七斤を得て内務府商人に買い取らせて銀一兩を得るには約

七六〇文が必要となり、銷毀のコスト・鑄こぼれと内務府商人の脚費取得とを加味すると、銷毀で利潤を得るのはほとんど不可能であったとみられる。仮に銀一兩⁽¹⁸⁾大制錢八五〇文⁽¹⁹⁾小制錢一七〇〇文とすると、素材価値において小制錢の一・四倍に過ぎないはずの大制錢は貨幣として小制錢の二倍の評価を得ていたことになり、貨幣から銅材への転換が小制錢に比べて起こりにくいのは当然である。

小制錢の銷毀を招かないようにするためには、収買価格を引き下げる必要がある。とはいえ、価格を引き下げれば収買が滞ることが目に見えている。洋銅輸入の激減に直面していたこの時は、前掲史料にあるように、「新鑄の板塊銅筋」すなわち元の形状がわからないインゴットの収買を取りやめるという限定的な措置しかとれなかった。しかも、翌康熙五七年には旧器皿・廢銅の収買を辦銅八省にも広げた。『皇朝文獻通考』卷一四、錢幣二、康熙五七年条には、以下のようにある。

戸工二部議言すらく、「……八省の辦する所の額銅の中に、如し紅銅数を足たすあたわざるところ有らば、十分の内、三分の旧銅・器皿を兼取して交納するを准す。其の価並びに水脚は、筋ごとに銀一錢一

分九釐有奇を給す。……」と。之に従う。

内務府商人に命じて収買させた旧器皿・廢銅によつて督撫辦銅の不足分を補填することに加えて、辦銅八省も洋銅に不足があれば定額の三割を上限として旧器皿・廢銅を収買して不足を自ら補填するよう指示したのである。

その際に定められた価格は一斤につき価銀・脚費合計一錢一分九釐余りで、京師での価格一錢五分に比べて二割ほど低く抑えられている。京師の価格は小制錢約一〇七〇文相当の銅材に銀一兩を支払うものであったが、ここでの価格は小制錢約一三三〇文相当の銅材に銀一兩を支払うものであり、小制錢の銷毀を惹起しないよう考慮した結果かもしれない。

なお、この時、督撫辦銅の円滑化を期して辦銅費用を一斤あたり銀一錢七分五釐に増額している。康熙五五年の規定に従い旧器皿・廢銅をその重量の六割の紅銅に換算するならば、紅銅〇・六斤の辦銅費用は銀一錢五釐となるのに対して旧器皿・廢銅一斤の収買価格が京師では銀一錢五分、辦銅八省では銀一錢一分九釐余りであるから、やはり旧器皿・廢銅の収買は通常の辦銅に比べて費用がかさむことになる。

同じ康熙五七年には、宝泉局の制錢鑄造で用いる紅

銅・亜鉛が毎卯一〇万斤から一二万斤に増額されている⁽¹⁴⁾。それは、一卯につき紅銅一万二〇〇〇斤、年間三六卯で合計四三万二〇〇〇斤の追加投入を意味している。康熙五六〜五八年には「信牌紛争」中に日本側に滞留した康熙五四〜五五年分の紅銅が加算されたものとみられ、輸入額は年間三〇〇万斤を大きく上回っており(表2参照)、それとともに、年間一三三万斤の納入を課した内務府商人による旧器皿・廢銅収買も一定程度成果を挙げていたであろう。また、京師の錢貴は続いていたと考えられる。一時は危機に瀕した京局辦銅が小康を得たことを背景に、錢貴対策として宝泉局の鑄造を拡大させたものとみられる。宝泉局と合わせて京局全体では、一年間に必要とする紅銅は三八八万八〇〇〇斤に増加した。

『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙五八年条には、⁽¹⁵⁾

上諭を奉ずらく、「戸部は見今、旧銅・器皿を採買し、工部も又た採買を行う。京城は焉に如許の旧銅もて採辦する有り。得ざるの時、不肖の徒は機に乗じて射利し、必ず制錢を將て銷毀し転売するを致す。錢を毀かせば則ち錢価は必ず長じ、甚だ民生に無益

なり。著して大学士・九卿等をして確議せしむ」と。尋いで〔大学士・九卿は〕議言すらく、「見今、〔宝泉・宝源〕両局の貯する所の余銅及び各省の解到する銅攤は以て鼓鑄を誤たざるべし。其の旧銅を採買するの例は、応に行うを准さざるべし。……」と。

之に従う。

康熙帝は、旧器皿・廢銅の収買は制錢の銷毀を招き、それが錢価の騰貴を引き起こしてしまふ、との見解を示して大学士・九卿に議覆を命じた。それに対して大学士・九卿は、銅の貯蔵および調達見込みに余裕があることを理由として、旧器皿・廢銅収買の停止に賛同したのであった。制錢の銷毀は前述のように収買開始直後から問題視されていたが、京局辦銅が小康を得たことにより、収買を停止できる環境が初めて整ったのである。なお、前述したように銷毀が問題化していたのは専ら小制錢であり、その錢価は低落していた。ここで康熙帝がそのような錢価の二層性をどのように認識した上で「錢を毀かせば則ち錢価は必ず長」ずと考えていたのかは定かでない。こうして正徳新例と「信牌紛争」による紅銅不足を補った康熙五五年以来の旧器皿・廢銅収買策は停止されたのであるが、翌康熙五九年からは洋銅輸入額が正徳新例

の制限通りに年間三〇〇万斤を下回るようになり（表2参照）、京局の辦銅は再び逼迫していくこととなる。

第二章 雍正年間における銅禁政策の成立と京局辦銅

康熙六一年、督撫辦銅制に改変が加えられ、江蘇省が安徽・江西・福建・広東四省の紅銅納入を、浙江省が湖北・湖南両省の紅銅納入を代行することとなった。それは洋銅調達の円滑化を図ったものであったが、正徳新例によって長崎からの紅銅輸出額が年間三〇〇万斤に制限されている以上、年間四四三万斤余りの納入を課せられた督撫辦銅が復調することは当然あり得なかつた。

同じ康熙六一年には雲南省が年間一〇〇万斤の滇銅納入を申し出ているが、中央は輸送費用がかさむことを理由にこれを退けている。上田「二〇一a」において詳述したように、京局辦銅には雍正三年以降に滇銅が組み込まれ、京局の紅銅不足は改善されていくことになるが、それは雲南省側が洋銅減少の実態を見て取って中央に対して滇銅を粘り強く、売り込んで、いった結果であり、後にも先にも中央から滇銅調達に動くことはなかった。康熙の最末期から雍正の最初期にかけては、清朝中央は

ただただ洋銅の輸入減少に手をこまねいていたと言わざるを得ない。

かたや、京師の錢貴は一向に鎮静化せず、雍正元年には宝泉局の鑄造定額が年間三六卯から四〇卯に、翌二年には宝源局も同様に三六卯から四〇卯に増額された。京局の紅銅需要は康熙末年に比して四三万二〇〇斤増加し、年間総額は四三二万斤となって、年間三〇〇万斤以上の洋銅調達を見込めない京局辦銅との乖離は一層甚だしくなった(表1・表2参照)。宝泉局では、康熙六一年末には紅銅二三四万斤余りを翌年に繰り越したが、一年後の雍正元年末には約一〇〇万斤減少して一三二万斤余りとなっていた⁽¹⁷⁾。

そして、雍正二年に至って、旧器皿・廢銅の収買が再開されることになったのである。雍正二年閏四月二六日の総理事務和碩怡親王允祥等題本には、以下のようにある⁽¹⁸⁾。

管理錢法戸部侍郎托時疏稱すらく、「……毎年鑄錢すること四十卯にして、銅二百八十八万斤を需む^{もと}。

今、上年の剩る所の銅斤を將て今年の新収の銅斤と^{もと}同に合算すれば、僅かに今年の夏秋二季の鑄錢の用〔を足たす〕べきのみ。応に京城内外・直隸各省に

行文して、商・民を論ずる母く旧器皿・廢銅を將て運送して局に到るを願う者有らば其れをして多寡に拘らず到るに随い秤収するを許し、戸部に移咨して例に照らして一斤に銀一錢一分九釐九毫三絲を給すべし。用を足たすの日を俟ちて再た収むるを停むるを行わん」と等の語。……応に奏する所の如くすべし。近京の省分、原より銅斤を辦ずる省分に令して、^{なち}並びに順天奉天二府・宝泉局監督に割して、出示し曉諭し、旗・民を論ずる母く旧器皿・廢銅を將て送りて局に到るを願う者有らば、斤ごとに銀一錢一分九釐九毫三絲を給せしめ、外解(督撫辦銅)の紅銅用を足たすの日を俟ちて停止せん。如し各省額銅の外に収めて廢銅有らば、亦た部に解りて支給して題銷するを准さん。

宝泉局において一年間に必要となる紅銅は二八八万斤に達していたが、この雍正二年閏四月の時点では同年冬季以降の制錢鑄造を行うための紅銅が欠乏していた。そこで戸部右侍郎托時は、京師・各省において旧器皿・廢銅の収買を再開し、「例に照らして」一斤につき銀一錢一分九釐九毫三絲を支給するよう提言した。これについて議覆した怡親王允祥らは、托時の提議を支持し、「近

京」諸省（具体的にどの省を指すのかは不明）、辦銅八省、順天府、奉天府、宝源局監督に収買を実施させるよう答申し、裁可を得たのであった。督撫辦銅は、この時点では前述のように江蘇・浙江兩省が他六省の辦銅を代行していたが、ここでは「原より銅斤を辦ずる省分」とあるので、八省すべてを指しているとみてよい。「例に照らして」とあるのは、銀一錢一分九釐九毫三絲という価格から明らかのように、前述した康熙五七年の辦銅八省に対する収買指令を先例として挙げたものである。⁽¹⁹⁾ただし、前述したように康熙五七年の施策は辦銅八省のみを対象とし、また、京師での収買価格は銀一錢五分であったが、托時は全省において収買を実施すること、価格は京師も含めて一律一錢一分九釐九毫三絲とすることを提案したのである。それに対して允祥らの議覆では、価格は托時の提案通りとしつつ、省の範囲については「近京」諸省と辦銅八省に限定した（その一方で奉天府が加えられた）のであった。戸部右侍郎として宝泉局の銅不足に対処していた托時が最も前のめりな主張をしていたことが見て取れよう。

康熙末年の旧器皿・廢銅収買が制錢の銷毀を惹起して頓挫したにもかかわらず、この時の収買再開にあたって

は制錢銷毀の問題が全く言及されていない。それは、第一には京局の紅銅不足があまりに切迫していたためと考えられ、また、収買価格を一錢五分ではなく一律一錢一分九釐余りに抑えたことで銷毀の頻発を回避できるとみなされたのかもしれないが、それらのことに加えて、以下に述べるように、托時の提議に対する雍正帝の意向が影響していたようである。収買再開を提議した戸部右侍郎托時の題本は『六科史書 戸科』には見出せず、当該題本に与えられた諭旨は前掲した允祥らの題本の漢文にも引用されていないのだが、上田「二〇一一」で指摘したように、議覆の題本を戸科史書に抄録する場合、審議の対象となった題本に関する情報を漢文側では割愛し、満文側では記載していることが多い。残念ながら『六科史書 戸科』は満漢合璧題本に関しては漢文のみを影印しており満文を確認できないのだが、筆者はかつて中国第一歴史檔案館において前掲した允祥らの題本について戸科史書現物を調査した。⁽²⁰⁾その満文には、漢文側には記載されていない托時題本の処理過程として、

硃筆で批した諭旨「この上奏したことはよい。九卿と総理事務王大臣らはすみやかに議奏せよ」と言ったことに謹んで従い……

【原文】 fulgıyan fi i pilehe hese. ere wesim-buhengege sain. uyun king. uheri baıta ichıyara wang. ambasa hüdun gısurefi wesimbu shebe gıng-gulne dahafı.....

とあって、雍正帝が托時題本に対して特に「この上奏したことはよい」との諭旨を与えていたことが知られるのである。その時点で、托時の提議を大枠において是認することは既定路線と化していたとみてよいだろう。さらに、允祥らの議覆に対しては、史書では雍正二年五月八日に「議に依れ」との諭旨が下ったとしか記されていないが、『雍正朝起居注冊』雍正二年五月四日丙午条には、上曰く、「議に依れ。此の銅劬を採買する銀両を將て先ず發して錢局に至りて預備し、銅劬を販売する者有らば即ちに銀両を給与せよ。着して戸部に交互せしめよ」と。

とあり、議覆で言及されていなかった収買資金の扱いについて雍正帝自ら指示を出していたことがわかる。²¹⁾ 雍正帝は托時の提議に対して、通常の案件のように単に議覆を命じてその結果を決裁するのではなく、その内容を高く評価する姿勢を一貫して示していたといえる。それゆえ、たとえ戸部が康熙末年の制錢の銷毀を想起していた

としても、そのことが協議を左右する余地はほとんど残されていなかったと考えられる。

こうして旧器皿・廢銅の収買は再開されたのであるが、ここまでの収買はあくまでも廢材たる旧器皿・廢銅を対象とするものであり、官民の黄銅器皿保有を原則禁止して強制的に収買する銅禁政策には含まれない。銅禁政策は、雍正三年一〇月から翌四年一〇月にかけて形成されたものである。その経緯は既に詳細に跡づけたところであるが「上田二〇〇九：一四一～一四五」、京局辦銅との關係を視野に入れておらず、上述の旧器皿・廢銅収買策にも全く言及していなかったため、以下では旧稿との重複を極力避けながら銅禁政策の形成過程をあらためて跡付けることにしたい。

雍正三年一〇月二三日、江西道監察御史勒因特レンチヤイは題本を上げて、制錢が銷毀されて黄銅器皿の原料とされているために制錢流通量が増加せず錢価が高止まりしていると主張し、既製品および軍器・樂器を不問に付す他、黄銅器皿の新規製造を全面的に禁止するよう提議した。²²⁾ ここで確認すべきは、第一に、京官たる江西道監察御史の上奏であり、また、黄銅器皿の製造を「歩軍統領・五城・順天府」に取り締まらせるよう提案していることか

ら明らかなように、専ら京師の錢貴に関する提議であったことである。第二に、黄銅器皿の製造禁止を主張しているのみであつて、所有禁止や収買の実施には一切言及していなかつたことである。

かかる提議は、従来からの黄銅器皿の製造制限を踏まえたものとみられる。黄銅器皿の製造に関しては、先述したように、既に康熙一二年に制限令が下つていた。

『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙一二年条には、以下のようにある。

四川道御史羅人傑疏言すらく、「奸民は制錢を銷毀して銅器を造作す。応に禁止を行うべし」と。經に九卿は議定すらく、「……私銷の罪は私鑄に同じ。

嗣後、犯す者有らば、私鑄の例に照らして罪を論ず。……」と。

臣等謹んで按ずるに、……議して銅器を鑄造するの禁を行う時、錢を銷して銅と作す者多きを以て、九卿は議定すらく、「民間の市肆交易にて、紅銅鍋及び已に成る銅器は禁ぜざる外、其の一応黄銅器皿は、五觔以下に在れば仍お造売するを許すのみにして、其の余は濫りに鑄造を行うを得ざらしむ。……」と。ここにおいて制錢の銷毀は私鑄と同罪と規定されると

もに、制錢が銷毀されて黄銅器皿の原材料になっているとの認識に基づき、黄銅器皿の新規製造は重量五斤を下回るもののみ許可することとなった。⁽²³⁾ 勒因特の提議は、重量五斤以下であれば製造を許すという例外規定を撤廃し、新規製造を完全に禁止しようとするものであつた。

この提議について九卿は雍正四年正月二十四日に議覆して、康熙一八年（一二年に制定した制限令を一八年にあらためて確認しているのだが、両者を混同しているようである）に重量五斤以上の黄銅器皿の製造が禁止され、続いて康熙三十六年に制錢の銷毀を失察した官員の処分規定を定めたことを述べた上で、以下のように主張している。⁽²⁵⁾

従前、立法は此くの如きの嚴なり。而るに黄銅器皿は終に未だ禁止するあたわざる者なり。臣等其の故縁を推原するに、定例の時は禁ずるに但だ未だ造らざるの銅器を將てし、其の已に成るの銅器は不議に置けば、民間は総じて新製有るに已に成るに托名し、一時には分別し稽查し難し。又た新たに造るの銅器は惟だ五斤以上を禁じ、五斤以下なれば概して不問に置けば、民間は但だ其の形式を小んじて並びに定むる所の斤兩に遵照せず、法久しくして玩生じるに

おま 逾び、新たに幾十斤の銅器を造りて公然と買売す。此か 此くて黄銅器の終に断つあたわず、其の弊制錢を銷燬するに至る。

ここに於いて九卿は、従来の黄銅器皿の製造制限令では新規製造された黄銅器皿を既製品と偽られると判別が難しく、また、新規製造は重量五斤以下に限るという規定も遵守されずに数十斤もの黄銅器皿が公然と売買され、それゆえ制錢の銷毀を阻止できなかったとの見解を示している。その上で九卿は、政策の嚴格化について次のように提議した。

臣等公同して酌議するに以為えらく、制錢を銷毀するの源を杜がんと欲すれば、唯だ厳しく黄銅器皿の禁を立つるに在るのみなり。如し制錢を銷毀する有れば悉く定例に照らして治罪する外、嗣後、器皿を製造するは、紅白銅は禁ぜざるを除き、其の黄銅の樂器・軍器・天平・法馬・等子及び五斤以下の円鏡も亦た禁ぜざるを除く外、其の余の一応の器皿は大軽重を論ずる母く俱に仍お黄銅を用いて製造するを許さず。……其の已に成るの銅器は、売るを情願する者有らば俱に廢銅と作して交官して価値を給与す。……査するに、江南（江蘇）・浙江・湖北・（湖

南・）福建・広東の六省は現在銅斤を採辦す。雍正二年閏四月、総理事務王大臣・九卿は錢法侍郎托時の廢銅を収買するを議覆する疏内にて、「各省をして銅斤を採買せしむるの外、収めて廢銅有らば、亦た其れをして部に解るを准し、部定の毎斤一錢一分九釐九毫三絲の価に照らして核算せん」と。旨を奉じたるに、「議に依れ」と。欽み従い行文して案に在り。今、各省の旧銅器もて既に廢銅と作して交官して値を給すれば、應に江南・浙・閩・広東・湖南・湖北等の省に行令して、此の項の交官する廢銅を將て斤ごとに価銀一錢一分九釐九毫三絲を給与し、即ち銅斤を委辦するの員に交与して採買せしむべし。……広西・貴州・江西の三省に至りては、辦銅の事無しと雖も、然るに広西と広東、貴州と湖広、江西と江南は俱に壤地相接し一水通聯したれば、應に広西の廢銅を將て広東に歸し、貴州の廢銅は湖広に歸し、江西の廢銅は江南に歸し、即ち著して三省の委員をして収買せしめん。……直隸・山東の二省は京師に至るに甚だ近く、俱に舟楫の通すべき有れば、應に各州県をして分収せしめ、収むる所の廢銅を將て布政使に交して彙齊して部に解らしめん。

すなわち、楽器・軍器などの一部例外を除いて、重量如何に関わらず黄銅器皿の製造を禁止するとともに、これまで放置されてきた既製品の黄銅器皿の売却を希望する者があれば「廢銅と作して」収買することを提言したのである（所有禁止には踏み込んでいない）。収買に関して、辦銅を行う省として「江蘇・浙江・湖北・（湖南・）福建・広東の六省」²⁶が挙げられているのは、江蘇・浙江両省による辦銅の代行が雍正二年で終了し、翌雍正三年からは江蘇省が安徽・江西両省の辦銅を代行する以外は旧に復していたからである。九卿は、この六省の「廢銅（とみなされた黄銅器皿）」には雍正二年開始の旧器皿・廢銅収買をそのまま適用し、広西・貴州・江西の三省の「廢銅（とみなされた黄銅器皿）」は前記の六省に移送させて同様に扱い、直隸・山東両省の「廢銅（とみなされた黄銅器皿）」は京師に直接送らせるよう提議している。この他、雲南省については既に開始されていた自省の制錢鑄造に供し、山西・陝西・河南・四川の四省については京師までの輸送が困難であるために暫時それぞれの省に保管した後、自省で制錢鑄造を行うか京師に送るかを検討することとされている。この議覆は、雍正帝によってそのまま裁可された。

この提議は明らかに、売却希望の黄銅器皿を「廢銅」と言い換えた上で、雍正二年に開始されていた旧器皿・廢銅収買の対象に取り込もうと企図したものである。別言すれば、廢材のみならず黄銅器皿全般へ、また、特定地域のみならず漢地全域へと、収買の対象を拡張したものと見える。しかも、もともと勒因特の上奏は京師の錢貴を問題視したものでしかなかったのに、康熙一二年以来漢地全域に施行されていた黄銅器皿の製造制限令を改正するというレトリックによって、漢地全域を対象とした政策立案に見事に「すり替え」られている。そこにおいて、各省で京師と同様の錢貴が発生していたことを示す文言は一切みられない。

純粹に制錢の銷毀防止の文脈から黄銅器皿の収買が要請され、そこで既存の旧器皿・廢銅の収買体制が援用されただけ——とみるのは無理がある。この時期、京局辦銅の状況は一層悪化しており、そのことが想起されなかつたはずがないからである。すなわち、宝泉局においては、雍正二年は収買された旧器皿・廢銅が一五万〇四五九斤、その他に納入された廢銅が六〇三一斤、一方、紅銅の納入は辦銅定額に遠く及ばない二〇一万三九六三斤であった。そして定額通り四〇卯の制錢鑄造を実施し、

紅銅二八〇万八〇〇斤によって三九卯、旧器皿・廢銅一二万斤によって一卯をまかなった。翌年に繰り越される紅銅は五三万一四九三斤であり、旧器皿・廢銅は記載されていないが三万六四九〇斤と計算される²⁷⁾。翌雍正三年は、収買された旧器皿・廢銅は七二万四九七六斤、その他にいかなる経緯によるものか不明であるが内務府商人范毓積から納入された廢銅が一七万七七六〇斤、一方、紅銅の納入は前年並みの二〇五万三九九一斤であった。そして定額通り四〇卯の制錢鑄造を実施したが、紅銅は二三九万四〇〇〇斤を費やして三三・二五卯分をまかなうにとどまり、旧器皿・廢銅八〇万九九九九斤によって六・七五卯分をまかい、辛うじて四〇卯の鑄造を達成した。翌年に繰り越される紅銅は一九万一四八五斤にまで減少し、ほとんど払底寸前であり、旧器皿・廢銅の繰り越し額も一二万九二二七斤に過ぎなかった⁽²⁸⁾（後掲表3参照）。そのような状況下で、前述した雍正四年正月の九卿の議覆はなされたのである。それは名目的には九卿の議覆とはいえ、戸部尚書張廷玉を筆頭上奏者とする題本であり、当事者たる戸部あるいは戸工両部が議論を主導したとみてよい。そこにおいては、上記のような深刻な銅不足と無関係に提議がまとめられたと考える方が無理

であろう。

この議覆にみられる前述したようなレトリックは、佐伯「一九七一（初出一九五九）」や李「二〇〇四」などの先行研究では全く指摘されていない。それらの先行研究は『皇朝文献通考』や『欽定大清会典事例（光緒朝）』（記載内容は本稿で用いている『欽定大清会典則例』に同じ）に依拠しているが、それらの官撰書の記載は勒因特題本にも雍正二年以来の旧器皿・廢銅収買策にも一切触れていないのである。また、他の官撰書では『大清世宗憲皇帝実録』卷四〇、雍正四年正月己未（二六日）条に、当該議覆の冒頭に引用された勒因特題本の概要が記載されているものの、いずれの先行研究でも利用されておらず、雍正二年以来の旧器皿・廢銅収買策に關しては『皇朝文献通考』『欽定大清会典事例（光緒朝）』と同様、触れていない。つまり、勒因特題本や雍正二年以来の旧器皿・廢銅収買策との関係は、戸科史書に抄録された九卿の議覆そのものに分析を加えることによって初めて明らかにし得るものである。

雍正帝はこの議覆を一度はそのまま裁可した。しかし、同年九月七日に至って、諸王・文武大臣・九卿らに次のような上諭を下して、協議を命じた⁽²⁹⁾。

今、鼓鑄の銭は日に増すに、而るに錢文は其の多きを見ず、錢価は仍お復た減じず。是れ必ずや奸民利を図りて制錢を銷燬して器皿を打造するの事有らん。若し銅器を禁止せずば、則ち錢価は究つひに平ずるあたわず、以て民間の用に便ならしむる無からん。従前、九卿は議して黄銅器皿を製造するを許さざらしむ。其の已に成るの銅器は出売するを情願する者有れば、俱に廢銅と作して交官して価値を給与す。朕思うに、此くの如く奉行すれば、究に積弊を尺除するあたわず、且つ些微なる物件も亦た彙集し交官し難く、終に有名無実に属す。嗣後、京城の内、三品以上の官員は銅器を用いるを准すを除く外、其の余の人等は黄銅器皿を用いるを得ざらしめ、限を三年と定めて其れをして所有あらゆる黄銅器皿を將て悉く出売を行い、当官は応に得べきの価を給与す。……此くの如くせば、長く毀錢・製器の弊を杜ぐべくして、国宝は流通し民用は充裕し、実に大いに裨益有るを為す。著して九卿をして確議し具奏せしめよ。

ここで雍正帝は、黄銅器皿の売却希望者を募るだけでは「有名無益」になると懸念し、京師において三品以上の官員を例外として官民の所有する黄銅器皿を三年以内に

強制収買する計画を示して、九卿に協議を命じた。収買した黄銅器皿の用途には一切言及しておらず、論点は制錢銷毀の撲滅に絞られているといつてよい。なお、錢貴の地域は明示されていない（それはこれ以降の雍正帝の上諭にも共通する）が、各省の貨幣動向に関する雍正年間の史料を最大限精査したところでは、雍正帝が各省に關して問題視していたのは制錢の非流通と私鑄錢の横溢であつて（制錢の銷毀が事態を悪化させる点においては錢貴と同じ）、錢価に注意を払っていた形跡は見出せない。このことは既に上田「二〇一三」において綿密に検討したところなので、ここでは再論しない。

右の上諭を受けて九卿は同月二二日に議覆して、雍正帝の原案を全面的に支持した上で、各省についても「悉く京師の例に照らして均しく三年を以て限と為して交収」することを主張した。それに対して雍正帝は一〇月九日付の諭旨において、各省に關してはまず直隸各府とその他諸省の省城において試行するよう指示した。⁽³¹⁾

九卿の議覆においては、黄銅器皿の使途に言及しなかつた雍正帝の上諭と異なつて、京師において収買した黄銅器皿は「錢局（京局）に解交して以て鼓鑄に供す」とをしっかりと記しており、議論を主導したであろう戸部

ないし戸工兩部が相変わらずこの問題を京局の銅不足解消と関連づけていたことが垣間見える。それゆえにこそ、黄銅器皿の所有禁止を一举に漢地全域に施行するよう主張したのであろう。雍正帝はおそらく、強硬な政策であるがゆえに慎重な滑り出しを図って京師のみの施行を計画し、九卿の議覆に対しても直隸各府とその他省城の施行にとどめるよう命じたのであろうが、裏返せば、戸部ないし戸工兩部はそのような配慮を事実上度外視していたということであり、いかに京局の銅不足解消に偏重した判断を下していたかが見て取れる。

かくして、雍正四年一〇月九日付の諭旨をもって、黄銅器皿の製造禁止と官民からの黄銅器皿の強制収買とを組み合わせた銅禁政策は成立に至った。それをもたらした最大の要因は、銭貴が続く京師に制錢を安定供給すべき京局の深刻な銅不足であった。次章では、銅禁政策のその後の推移を追うとともに、銅禁政策を生み落とす要因となった京局辦銅に銅禁政策がどのような結果をもたらしたのかを見ていくこととしたい。

第三章 銅禁政策のその後の推移と京局辦銅

銅禁政策の経過をみる上で注意を要するのは、各省に

において収買された黄銅器皿が当初の決定とは異なって京局ではなくそれぞれの省の制錢鑄造に供されたことである。ところが不思議なことに、そのような変更を命じたことを示す史料が全く見出せないのである。

雍正帝は、雍正四年一二月一九日に都察院・五城御史に上諭を下して、黄銅器皿収買の趣旨を周知するよう命じた。⁽³²⁾ そのなかに「凡そ民間の有する所〔の黄銅器皿〕は、俱に価を給して其れをして交官せしめ、以て鼓鑄に言及した最初の事例となるが、「鼓鑄」が京局の制錢鑄造のみを指しているのか各省をも含めているのかは定かでない。雍正五年正月六日には、京師の旗人に対して上諭を下し、黄銅器皿を速やかに供出するよう命じている。⁽³³⁾ ここでは収買した黄銅器皿の使途に直接言及するところはない。雍正五年四月六日には戸部に上諭を下し、各省の省城以外の地域においても銅禁政策を施行するよう命じているが、⁽³⁴⁾ ここでも収買した黄銅器皿の使途には触れていない。ついで同年九月六日には各省督撫らに上諭を下し、督撫らが銅禁政策を「実力奉行」していないと叱責するとともに、従来は三品以上の官員に許可してきた黄銅器皿の使用を一品のみに限定することを命令し

(35) ここでもやはり、収買した黄銅器皿の用途に関して述べるところはない。以上四道の上諭において力説されているのは専ら制錢銷毀の害であり、それを撲滅するための手段として黄銅器皿の使用禁止が位置づけられている。雍正四年一月十九日の上諭では「並びに朕の需用する処有るに非ず」と記して、皇帝の私利私欲のために黄銅器皿を買い漁っているとみなされることを警戒しており、であれば収買した黄銅器皿が制錢鑄造に供されて「民便」に資することを繰り返し強調してもよさそうなところだが、そうしていいないのである。雍正帝は銅禁政策を額面通り制錢銷毀防止策として、あるいは真意はともかく官民に対しては専らその一面を強調すべき政策として理解していたと考えられる。そのため、一連の上諭からは収買した黄銅器皿の用途に関する明確な文言を見出せないのである。

個々の上奏文に関しては、筆者が奏摺・題本（史書）を調査した限りでは、収買した黄銅器皿を各省の制錢鑄造に供することに言及した最も早い史料は雍正六年正月二十六日の河南総督田文鏡奏摺に与えられた次の論旨である。(36)

各省の銅開炉に足る時、再た加えて各省制錢を鼓鑄

して用に敷る時、雜錢を將て一に嚴禁すれば、私鑄の事も亦た尽く息むべし。

ただし、これは黄銅器皿の用途の変更を命じるものではなく、各省が黄銅器皿を用いて制錢を鑄造した後の私鑄錢駆除の見通しを述べているに過ぎない。この時点で既に、少なくとも雍正帝の認識としては、各省が収買した黄銅器皿はそれぞれの省の制錢鑄造に供することになっている。

次に、雍正六年九月二十九日の署理直隸総督何世璉題本には、「該臣等、銅器を収買して以て鼓鑄に敷るの一案を看待するに……」とある。(37) ただしこれは戸科史書に抄録するに際してかなり省略した文言であり、この題本について議覆した雍正六年一月三〇日の総理戸部事務和碩怡親王允祥等題本には、何世璉題本を引用した部分に次のようにある。(38)

部咨を准ずるに、「該省銅若干を収め即ち開鑄すべきの処を將て速議し具奏せしむ。……」と等の因。

もとの何世璉題本に記されていたのも、このような文言だったはずである。ここから、直隸には雍正六年九月二十九日までに制錢鑄造開始の奏請を催促する戸部の咨文が届いていたことがわかる。さらに、おそらくは同じ戸部

の咨文をより詳しく引いたものとして、雍正六年一二月二六日の江西巡撫張坦麟奏摺には、以下のようにある。³⁹⁾

本年八月初十日に部咨を接准するに、旨を奉ずらく、「従前曾て諭旨を降して各省をして銅器を収買し局を設けて鼓鑄せしめ、已經に三載となるに、何ぞ以て各該督撫は並びに未だ鼓鑄を奏請せざらんや。爾の部は即速に行査せよ」と。此れを欽めり。

これによれば、雍正六年八月一〇日に江西巡撫張坦麟が受け取った戸部の咨文には、各省に黄銅器皿を収買して制錢を鼓鑄するよう命じてから「已經に三載(三年)」になるにも関わらず各省が開鑄を奏請してこない理由を調査するよう戸部に諭旨が下ったことが記されていた。「已經に三載(三年)」ということは、雍正帝は銅禁政策を開始した雍正四年の段階で各省に制錢鑄造を命じていたと認識していたことになる。

しかし、前章で詳述したように、雍正四年九月七日から一〇月九日にかけて雍正帝と九卿の間で交わされた銅禁政策の実施に関する論議においては、売却希望者を対象とする収買から強制収買に切り替えるにあたって、一部諸省を除いて黄銅器皿は京局に集積するという同年正月二四日の九卿議覆の内容に変更は全く加えられていな

い。ついで同年一二月一九日に都察院と五城御史に下った上諭では、先述したように黄銅器皿を制錢鑄造に供することが述べられているが、これもまた京局への集積という従来の方針を変更するものではない。現在利用可能な史料に基づく限り、雍正四年に各省に対して制錢鑄造を命じたという雍正帝の言葉を裏付けるものは見つけ出せない。

これ以後、雍正帝は各省に制錢鑄造の実施を重ねて要求していく。そこで督撫らに対して強調していたのは、前掲田文鏡奏摺に与えた諭旨と同様に、制錢を充裕させた後に私鑄錢を一举に嚴禁するという構想であった「上田二〇一三」。官民全般に向けた上諭においては制錢の銷毀防止に重点を置き、収買した黄銅器皿の使途にほとんど言及していなかった雍正帝は、雍正六年以降、各省督撫に対しては私鑄錢を駆除するための手段であることを強調して銅禁政策を推し進めていくのである。

各省での銅禁政策の展開については、別稿にてより詳しく考察することとして、ひとまず本稿において確認しておくべきは、各省において収買された黄銅器皿は京局ではなく各省の制錢鑄造に供されることになったということである(雍正六年八月頃の戸部の咨文以前に各省か

ら京局に黄銅器皿が移送された様子もない。京局には、京師で取買された黄銅器皿が供されるのみとなった。では、それは京局辦銅とどのような関係にあり、京局の制錢鑄造にどれほどの影響を与えたのであろうか。

従来利用可能であった史料には、銅器・廢銅を利用した京局の制錢鑄造に関して、『皇朝文献通考』卷一五、錢幣三、雍正五年条の以下のような記事が知られるのみであった。

宝泉・宝源二局をして収むる所の銅器を以て定額の外に加卯して鼓鑄せしむ。

臣等謹んで按ずらく、両局の加鑄は初め六卯より通増し、十五、六卯不等に至る。……其の毎年の銅・鉛を配鑄するの正額は仍お四十一卯と為す。雍正十年より以後、宝源局は正額を減じて三十七卯と為し、十三年に至りて復た各おの四十一卯と為す。

これによれば、宝泉・宝源両局は定額の四一卯（雍正一〇〜一二年の宝源局は三七卯）のほかに銅器・廢銅を用いて年間六〜一六卯の加鑄（追加鑄造）を行ったことになる。これは果たしてどの程度実態を反映しているのであろうか。以下で検証したい。なお、具体像を明らかにできるのは戸科史書に多くの関係題本を見出せる宝泉局

のみとなるが、宝泉・宝源両局の鑄造規模はほぼ二対一なので、宝泉局の状況を明らかにした上で、宝源局の実績はそのほぼ半分であったとみなして京局全体の状況を推定することにした。

表3は、『六科史書 戸科』所収の題本一二件および『明清檔案』所収の題本一件に依拠して、雍正元年から乾隆元年までの宝泉局における紅銅および銅器・廢銅の状況をまとめたものである。

既に前章で述べたように、雍正元年には宝泉局の鑄造定額は三六卯から四〇卯に加増されていたが、京局辦銅の不調により、雍正二・三年には旧器皿・廢銅によって辛うじて定額を達成する状態に陥っていた。続く雍正四年には鑄造定額が四一卯に加増されているのだが、紅銅と亜鉛によって鑄造されたのは三三・三三卯に過ぎず、旧定額の不足分六・六七卯と加増分の一卯は銅器・廢銅によってまかなわれている。紅銅不足は引き続き深刻な状態であり、鑄造定額に加増は銅器・廢銅なしには全くなし得ないばかりか、旧定額さえも少なからず銅器・廢銅に依存する状態であった。翌雍正五年も、紅銅・亜鉛によって鑄造されたのは三八・八四卯にとどまったが、その一方で、銅器・廢銅によって八・一六卯の鑄造が行

われ、定額の四一卯に上乗せして六卯の加鑄が実施された。銅禁政策成立前後のこのような切迫した状況は、前掲の『皇朝文献通考』の記載からは全く伝わってこない。銅器・廢銅は単に追加的な制錢鑄造をもたらしただけではなく、紅銅だけでは制錢鑄造が定額を大きく下回る危機的局面を打開し、その上で定額外の追加鑄造をも可能にしたのであり、このことは特筆されなければならない。

その後は、雍正三年から京局辦銅に組み込まれた滇銅の納入によって紅銅調達は徐々に復調していく〔上田二〇一a〕。また、雍正五年に紅銅と亜鉛の配鑄比率が六対四から五対五に改定されたことも、紅銅不足を緩和させた(表1参照)。雍正六年には紅銅・亜鉛によって定額の四一卯が全てまかなわれ、五年ぶりに銅器・廢銅に依存せずして定額通りの鑄造が達成された。それに加

翌年への繰り越し額	
紅 銅	銅器・廢銅
1,325,530	0
531,493	36,490
191,485	129,227
1,224,858	592,952
1,662,574	959,143
2,649,561	504,789
3,231,965	121,580
1,933,076	57,940
3,244,597	37,698
2,859,481	863
1,737,697	26,633
2,802,101	37,624
4,042,103	105,667
5,348,280	(売却処分)

～三九]において卯数を四〇

110,180斤が実存に添加されて

55,360斤が新収に追加されていた銅を差し引いた他に、工

越し額として記載しているのは

料に記載された数値をそのまま大きな不一致ではないので、

えて、銅器・廢銅によって九卯の加鑄がなされた。この年の鑄造額(合計五〇卯)は、雍正年間において最大である。翌雍正七年は、紅銅・亜鉛による鑄造が定額を〇・五卯上回る四一・五卯、銅器・廢銅による鑄造が五・五卯、雍正八年は、紅銅・亜鉛による鑄造が定額通りの四一卯、銅器・廢銅による鑄造が二卯であった。紅銅・亜鉛によって定額通りの鑄造が行われ、銅器・廢銅によって追加鑄造がなされるという『皇朝文献通考』の記載にほぼ一致した状況といえる。ただし、銅器・廢銅の調達は急減して雍正四・五年の十分の一以下となり、銅器・廢銅による鑄造も縮小の一途をたどっていた。

雍正九年には紅銅・亜鉛によって定額四一卯がまかなわれたのみならず、加鑄五卯の鑄造がなされた。紅銅調達は完全に持ち直していた。紅銅・亜鉛による鑄造とし

表3 雍正元年～乾隆元年の宝泉局における紅銅および銅器・廢銅の状況
(卯数を除いて単位は斤。斤未満切り捨て)

年 代	新規納入額			制錢鑄造での使用額			
	紅 銅	銅器・廢銅		紅 銅	銅器・廢銅		
		収 買	その他納入		卯数	卯数	
雍正元年 ①	1,858,634	0	0	2,880,000	40.00	0	0.00
2年 ②	2,013,963	150,459	6,031	2,808,000	39.00	120,000	1.00
3年 ③	2,053,991	724,976	177,760	2,394,000	33.25	809,999	6.75
4年 ④	3,433,373	1,292,495	91,230	2,400,000	33.33	920,000	7.67
5年 ⑤	2,897,716	1,260,387	85,804	2,460,000	38.84	980,000	8.16
6年 ⑥	3,566,986	532,758	92,888	2,580,000	41.00	1,080,000	9.00
7年 ⑦	3,270,394	262,756	14,044	2,688,000	41.50	660,000	5.50
8年 ⑧	1,365,111	106,139	70,220	2,664,000	41.00	240,000	2.00
9年 ⑨	4,159,325	91,025	8,747	2,958,000	46.00	120,000	1.00
10年 ⑩	2,674,311	53,114	21,397	2,999,504	45.25	90,224	0.75
11年 ⑪	1,559,847	22,113	9,656	2,676,000	41.00	0	0.00
12年 ⑫	3,790,131	11,376	694	2,725,727	41.00	0	0.00
13年	?	?	?	?	?	?	?
乾隆元年 ⑬	3,774,761	1,933	6,542	2,468,574	40.00	98,141	1.00

- ①「六科史書戸科」第9冊、416-418頁、雍正2年3月29日、戸部右侍郎托時題本。
 ②「六科史書戸科」第20冊、10-12頁、雍正3年6月3日、戸部右侍郎塞德等題本。
 ③「六科史書戸科」第28冊、184-187頁、雍正4年7月4日、總理戸部事務和碩怡親王允祥等題本。
 ④「六科史書戸科」第37冊、89-92頁、雍正5年5月27日、戸部右侍郎托時等題本。なお、上田〔二〇一二：三八としたのは誤りであった。
 ⑤「六科史書戸科」第46冊、453-455頁、雍正6年5月24日、戸部右侍郎傅泰題本。
 ⑥「六科史書戸科」第58冊、27-30頁、雍正7年5月29日、署理戸部左侍郎常德壽題本。
 ⑦「六科史書戸科」第70冊、494-497頁、雍正8年6月3日、署理戸部右侍郎阿山題本。
 ⑧「六科史書戸科」第79冊、358-360頁、雍正9年5月6日、戸部右侍郎俞兆晟題本。
 ⑨「六科史書戸科」第86冊、317-319頁、雍正10年7月26日、戸部右侍郎長有等題本。この時、「歴年贏余銅」
 いる。
 ⑩「六科史書戸科」第91冊、38-40頁、雍正11年6月15日、戸部右侍郎長有等題本。
 ⑪「六科史書戸科」第97冊、368-373頁、雍正12年6月13日、戸部右侍郎托時等題本。ここでは、「盤庫贏余」
 いるので、それを差し引いた額1,504,487斤がこの年度の辦銅実績となる。また、原存と新取の和から鑄錢に用
 部に移送した792斤および「虧空紅銅」4,839斤を差し引いた額が実存となっている。
 ⑫「六科史書戸科」第104冊、255-259頁、雍正13年6月4日、戸部右侍郎托時等題本。
 ⑬「明清檔案」第74冊、A74-45、乾隆2年7月3日、大学士仍管吏部戸部尚書事張廷玉等題本。雍正13年の繰り
 この題本に記された旧存の額。

※この表では、原存と新取の和から開除を差し引いた額が実存に完全に一致しない年次がみられるが、註記した史
 記入したものである。題本もしくはそれを抄録した戸科史書の誤記かもしれないが、行論に支障をきたすような
 ひとまずその数値に従っておく。

ては、これが雍正年間最大となる。その一方で、この年、銅器・廢銅の調達額が年間一〇万斤を下回り、銅器・廢銅による鑄造はわずか一卯にとどまった。翌雍正一〇年も紅銅・亜鉛によって大きく定額を上回る四五・二五卯の鑄造がなされたが、銅器・廢銅による鑄造は〇・七五卯にまで縮小した。この二年間は追加鑄造のほとんどが紅銅・亜鉛によってなされていたことになるが、前掲した『皇朝文献通考』の記載には反映されていない。

雍正一一・一二年には銅器・廢銅による鑄造が全く行われなかった。雍正一三年は史料がないので具体的なことはわからないが、乾隆元年への銅器・廢銅の繰り越し額が前年に比べて少なからず増加しているの、おそらくはこの年も銅器・廢銅を用いた鑄造はなされなかったものと考えられる。乾隆元年には銅器・廢銅と亜鉛によって一卯の鑄造がなされたが、この年、銅禁政策は停止された。雍正一二年には制錢一文の重量が一錢四分から一錢二分に削減され、雍正五年の配合比率改定に続いて紅銅需要を縮小させた(表1参照)。なお、乾隆元年には紅銅・亜鉛を用いた鑄造が四〇卯にとどまっており、銅器・廢銅・亜鉛による一卯とあわせて定額四一卯を満たす形となっているが、紅銅にはかなりの余裕がある

(亜鉛も同様)。上田「二〇一二a・四一」で指摘したように、この頃は京師の錢貴がいくらか沈静化していたために追加鑄造が見送られたものと思われる。

『皇朝文献通考』には、銅器・廢銅による追加鑄造が六・一六卯行われたことが記されているが、宝泉局では最大でも九卯であった。六・一六卯という数字は宝泉局の卯数と合計したものなのかもしれないが、はっきりしたことはわからない。

雍正二年から乾隆元年までの一三年間に宝泉局が収買した銅器・廢銅は四五〇万斤余り(約二七〇〇トン)に達し、その他の経緯で納入された廢銅を加えて五一五万斤余り(約三一〇〇トン)が制錢鑄造に供され、合計四二・八二卯の鑄造が実現した。それによって鑄造された制錢はおよそ五三万四四〇〇串(五億三四四〇万文)に及ぶ。仮に、宝泉局の銅器・廢銅調達と銅器・廢銅を用いた制錢鑄造が宝泉局の半分の規模であったならば、京局全体では銅器・廢銅の収買額は六七五万斤(四〇五〇トン)前後、制錢鑄造額は八〇万一六〇〇串(八億〇一六〇万文)前後になる。

こうして雍正年間の宝泉局の制錢鑄造を追跡してみると、一度は行き詰まった京局辦銅が滇銅の組み込み、紅

銅の配合比率削減、制銭の重量削減によって持ち直していくまでの過渡期において、銅器・廢銅収買が極めて重要な役割を果たしていたことが見て取れる。京局の紅銅不足を解消すべく収買の開始と拡充を求めて働きかけを続けた戸部の意図に見合った結果が得られたといえよう。また、そこからは乾隆元年の銅禁政策停止に対しても考察を加えることが可能である。すなわち、雍正帝の死後ただちに銅禁政策が停止されたのは、強硬なこの政策が官民に様々な負担を強いていたであろうこと、収買額が年々減少しており回復が見込まれなかったこと、雍正帝が執着した各省の私鑄錢横溢は現実に民間経済にさしたる不都合をもたらしていなかったことなども見逃せないが、最も根本的な要因は、そもそも銅禁政策を必要不可欠ならしめた京局辦銅の行き詰まりが既に完全に克服されていたことであろう。銅禁政策の実施状況如何に関わらず、多額の余剰を生むに至っていた京局辦銅はもはや銅器・廢銅を求めていなかったのである。

おわりに

雍正年間銅禁政策に関して、先行研究は、漢地全域に広がる錢貴への対応策とみなす点では一致しつつ、制

錢鑄造の原材料調達策としての側面を本質とみなす見解と制錢銷毀の防止策としての側面を本質とみなす見解がそれぞれ示されていた。その一方で、いずれも京局辦銅との関係は史料制約のために具体的に論じていなかった。これに対して本稿では、筆者が前稿までにおいて明らかにしたように錢貴はこの当時まだ京師とその近隣でしか問題化していなかったことを踏まえて、新出史料の『六科史書 戸科』を活用して京局辦銅との関係を中心に銅禁政策の政策過程を再検証した。その結果は、以下のようによいとめることができる。

徳川幕府が施行した正徳新例によって長崎からの洋銅流入が減少し、京局辦銅は康熙末年から深刻な紅銅不足に直面した。一方で同時期に京師では錢貴が発生し、制錢供給の拡大が求められていた。康熙五五年に開始された旧器皿・廢銅の収買は、小制錢の銷毀を惹起したこともあって、紅銅不足が一時的に緩和された康熙五八年に停止された。しかし、紅銅不足は再び悪化して雍正初頭に京局辦銅は完全に行き詰まり、そこで雍正二年に旧器皿・廢銅の収買が再開された。ついで制錢銷毀を防止する見地から黄銅器皿の製造制限の強化が提言されると、雍正四年に、漢地全域において黄銅器皿製造の原則禁止

に加えて黄銅器皿の収買を実施することが決定し、さらにそれが強化されて黄銅器皿の所有が原則禁止され、銅禁政策が成立するに至った。雍正二年以降の銅器・廢銅収買は、滇銅調達などによって京局辦銅が復調するまでの期間において京局の紅銅不足を補填する決定的な役割を果たした。このような銅器・廢銅収買を主導したのは、戸部ないし戸工兩部であったと考えられる。他方、雍正帝は、当初は制錢の銷毀防止のために銅禁政策の厳格な遂行を命じ、やがて黄銅器皿を原材料として各省に制錢鑄造を行わせて各省に横溢している私鑄錢を駆逐しようと目論み、督撫らを急ぎ立てていった。その雍正帝が世を去ると、京局辦銅は既に完全に持ち直しており、もはや銅禁政策を必要とする者は存在せず、銅禁政策は廃止されるに至ったのである。

貨幣史的展開を跡付ける上で、雍正年間の状況を詳細に説明することは避けて通れない課題である。その点において、錢貴が既に漢地全域に広がっていたという理解と表裏一体で議論されていた銅禁政策を以上のように京局辦銅の補助的施策として捉え直すことは極めて重大な意味をもつ。雍正年間に錢貴が深刻化して清朝政府が対応を迫られたのはあくまでも京師とその近隣に限られ、

各省に関しては雍正帝が私鑄錢の駆逐に拘泥しただけであったとする筆者の持論は、本稿によって補強された。

また、銅器・廢銅の収買が京局の制錢鑄造を支えた期間はほんの数年間ではあるが、そうして最も困難な時期を切り抜けてしまったことは、後年の貨幣政策に対して見えざる影響を及ぼしているように思われる。滇銅組み込みによる京局辦銅の復調は、ほとんど全面的に、省財政上の動機から雲南省が滇銅の採用を清朝中央に働きかけた結果であった「上田二〇一―a」。続く乾隆年間には、滇銅の増産によって京局のみならず多くの省で制錢鑄造が活発化した。清朝中央は滇銅の分配について、京局に優先的に供給させることを命じるのみであり、その結果、各省の制錢鑄造は各地域の経済状況とはほぼ無関係に各省の財政的要因によって規定され、極めていびつな供給体制となった「上田二〇〇九・二六五―三八」。もしも雍正年間の銅器・廢銅収買が実現していなければ、おそらく清朝中央は滇銅の確保と調整に自ら乗り出すことを余儀なくされていたであろう。しかし実際には、銅器・廢銅の収買によって京局辦銅の破綻を免れ、その結果、清朝中央が以後依存していくこととなる滇銅を中樞的に統御する契機は失われた。むしろこのことこ

そが、雍正年間の銅器・廢銅収買に見出されるべき最大の歴史的意義といえる。

参考文献

- 足立啓二「一九九二」『清代前期における国家と錢』『東洋史研究』四九(四)↓足立「二〇一二・四四九〜四八一」
- 「『明清中国の經濟構造』汲古書院
- 岩井茂樹「二〇〇七」『清代の互市と沈黙外交』夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会
- 上田裕之「二〇〇九」『清朝支配と貨幣政策』汲古書院
- 「二〇一〇」『雍正朝内閣六科史書 戸科』について『滿族史研究』一〇、五五〜六四頁
- 「二〇一二a」『洋銅から滇銅へ』『東洋史研究』七〇(四)、三二〜六〇頁
- 「二〇一二b」(書評)黨武彦著『清代經濟政策史の研究』『歴史評論』七五〇、一〇六〜一〇頁
- 「二〇一三」『雍正の錢貴はあったのか?』『史境』六五、三二六〜五六頁
- 「二〇一四」『清代乾隆中葉における雲南銅の収買価格』『社会文化史学』五七、三一〜六〇頁

「二〇一五」

(書評) 足立啓二著『明清中国の經濟構造』『史学雑誌』一二四(四)、一〇〇〜一〇八頁

黒田明伸「一九九四」

『中華帝国の構造と世界經濟』名古屋大学出版会

香坂昌紀「一九八二」

『清代前期の関差弁銅制及び商人弁銅制について』『東北学院大学論集 歴史学地理学』一一、一一五〜一五三頁

佐伯 富「一九五九」

『清代雍正朝における通貨問題』『東洋史研究』一八(三)↓佐伯「一九七一・四六六〜五六四」

孫 曉瑩「二〇一〇」

『中国史研究 第二』東洋史研究会

『康熙朝内務府商人と日本銅』『東アジア文化環流』三(二)、二七〜四七頁

黨 武彦「二〇一〇」

『清代經濟政策史の研究』汲古書院

李 強「二〇〇四」

『論雍正時期的銅禁政策』『学術界』一〇四、一一八〜一二八頁

劉 序楓「一九九九」

『金融視角下的「康乾盛世」』黄山書社

『清康熙と乾隆年間洋銅の進口与流通問題』『中国海洋發展史』七、九三〜一四四頁

王 德泰「二〇一三」

『清代前期錢幣制度形態研究』中国社会科学出版社

王 萌 [二〇一〇] 「康熙朝後期的銅政改革与内務府官商」『清史研究』二〇一〇(二)

註

- (1) 本稿では「漢地」を清代における京師および省制施行地域(直隸を含む)を総称する術語として用いる。
- (2) 貨幣史的展開の概要と先行研究については、上田 [二〇〇九・三・二五] 参照。そこに反映されていない近年の研究成果として、李強 [二〇〇八]、王德泰 [二〇一三] などがある。また、上田 [二〇〇九] 執筆時には単行本化されていなかった黨武彦の一連の研究が黨 [二〇一一] に、足立啓二の一連の研究が足立 [二〇一一] にまとめられた。両書に関してはともに複数の書評が発表されているが、貨幣史的観点から論じたものとして上田 [二〇一二b・二〇一五] を参照されたい。
- (3) そのような視角が有効かつ不可欠であることは、上田 [二〇〇九] において明確に示した。
- (4) 同様の観点から、乾隆後半における制錢流通の混乱に對しても考察を開始している [上田二〇一四]。
- (5) ただし足立 [二〇一二・四六〇・四六二] は、「铸造の動機は、需要に対応した供給拡大というよりは、依然として制錢非流通と銷毀への対応が前面に出されている」とも記しており、注目すべきであるが、二件の奏摺を註記するのみであり、それ以上の考察はなされていない。足立は「小経営」の量的拡大によって銅錢需要が拡大していったことに叙述の重点を置いており、多数の奏摺を先駆的に利用しながらも結局は清朝を「市場の渴望に依じて」制錢を供給する存在として描いており、市場との不連続面に注目して清朝の政策過程それ自体を検討することはなかった。ただし、これは言うまでもなく筆者と足立との研究上の相違点を——共鳴する部分もあるからこそ厳密に——指摘するものであって、足立の関心のありようを否定するものではなくない。
- (6) 史料史書も雍正朝のものは『雍正朝内閣六科史書史料』(広西師範大学出版社、二〇〇二)として影印出版されている。
- (7) さらに、本稿の論述には直接関係しないが、雍正帝と総督・巡撫らとのやり取りに関しても、奏摺を用いず題本によって政策決定されるケースは数多く、また、雍正帝が題本と奏摺とを巧みに併用して自らの企図した通りに政策を実現させているケースも見受けられる。上田 [二〇一二a] 参照。
- (8) 以下、京局の辦銅と制錢鑄造については、特に断らない限り、[上田二〇〇九・一一〇・一二一、一七七・一九二] 参照。
- (9) 『大清聖祖仁皇帝實録』卷二七一、康熙五十六年三月壬午(二七日) 条。
- (10) 康熙三〇年代末から同四〇年代にかけては内務府商人が京局辦銅を担っており、それについて香坂昌紀 [一九八二]・孫曉登 [二〇一〇]・[王萌二〇一〇] が専論しているが、この旧器皿・廢銅収買には言及していない。
- (11) 『大清聖祖仁皇帝實録』卷二七二、康熙五十六年六月己

亥（一六日）条・壬子（二九日）条にこの論議に関する記載があり、この論議がなされた日付を特定できるが、記載内容は『皇朝文献通考』の方が格段に詳細である。

- (12) 『清代起居注冊 康熙朝（北京所藏）』第二二冊、康熙四五年七月六日辛酉条。

- (13) 『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙六一年条。

- (14) 『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙五七年条。

- (15) 『大清聖祖仁皇帝実録』卷二八三、康熙五八年三月壬辰（一九日）条にこの論議に関する記載があり、この論議がなされた日付を特定できる。なお、『欽定大清会典則例』卷四四、戸部、錢法、辦銅、康熙五六年条に「錢局の旧器廢銅を収買するを停止す」とあるが、明らかに康熙五八年の誤り。

- (16) 『六科史書 戸科』第二冊、一八〇、一八二頁、雍正元年四月一六日、署理戸部右侍郎托時題本。

- (17) 『六科史書 戸科』第九冊、四一六、四一八頁、雍正二年三月二九日、戸部右侍郎托時題本。

- (18) 『六科史書 戸科』第一一冊、一三七、一四〇頁、雍正二年閏四月二六日、和碩怡親王允祥等題本。

- (19) 『皇朝文献通考』卷一五、錢幣三、雍正二年条および『欽定大清会典則例』卷四四、戸部、錢法、辦銅、雍正二年条はいずれも「康熙五十五年の例に照らして」と記載している。もともと康熙五五年に京師で開始した収買を後に辦銅八省にも拡張したものであったからであろうが、小制錢の銷毀を惹起した京師の収買価格を引き継がなかった点には注意しなければならない。

清代雍正年間における銅禁政策と京局辦銅

- (20) 中国第一歴史檔案館所藏『戸科史書』第三五〇冊。

- (21) 『皇朝文献通考』卷一五、錢幣三、雍正二年条には、「錢法侍郎は預め銀庫向きて銀を領し局に貯す」とあり、該当する内容を允祥らの題本には見出せないのだが、この雍正帝の指示を反映した記述とみて間違いないだろう。

- (22) 『六科史書 戸科』第三三冊、二六八、二七二頁、雍正三年一〇月二三日、江西道監察御史勒因特題本（滿文）。

- (23) この黄銅器皿の製造制限令は『皇朝文献通考』では上記のように康熙二二年条の按語に記されているので実施年次が必ずしも明らかでないが、同じ内容が『欽定大清会典則例』卷四四、戸部、錢法、禁令、康熙二二年条に記載されているので、制錢銷毀の禁令とともに康熙二二年に制定されたことが判明する。

- (24) 該当する内容は『欽定大清会典則例』卷四四、戸部、錢法、禁令、康熙一八、三六六年条にみえる。

- (25) 『六科史書 戸科』第二五冊、六三、六八頁、雍正四年正月二四日、戸部尚書張廷玉等題本。

- (26) 抄録の際に「湖南」が脱落したと思われる。

- (27) 『六科史書 戸科』第二〇冊、一〇、一二頁、雍正三年六月三日、戸部右侍郎塞德等題本

- (28) 『六科史書 戸科』第二八冊、一八四、一八七頁、雍正四年七月四日、和碩怡親王允祥等題本。先に算出した雍正二年からの旧器皿・廢銅の繰り越し額は、この題本において確認できる。

- (29) 『大清世宗憲皇帝実録』卷四八、雍正四年九月丙申（七日）条。

- (30) 『六科史書 戸科』第三〇冊、四六二～四六五頁、雍正四年九月二日、大学士仍管戸部尚書事張廷玉等題本。
- (31) 史書に記載された奉旨日は一〇月九日であるが、『雍正朝起居注冊』はこの諭旨を雍正四年一〇月六日甲子条にかける。
- (32) 『大清世宗憲皇帝実録』卷五一、雍正四年一二月丙子(一九日)条。
- (33) 『大清世宗憲皇帝実録』卷五二、雍正五年正月癸巳(六日)条。ただし、『雍正朝起居注冊』はこの上諭を雍正四年一二月二七日甲申条にかける。
- (34) 『大清世宗憲皇帝実録』卷五六、雍正五年四月壬辰(六日)条。
- (35) 『大清世宗憲皇帝実録』卷六一、雍正五年九月二日(乙卯)条。
- (36) 『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、六六四～六六九頁、雍正六年正月二六日、河南総督田文鏡奏摺。
- (37) 『六科史書 戸科』第五一冊、二九七～二九八頁、雍正六年九月二九日、署理直隸総督何世璜題本。「該臣等」とあるのは六科史書特有の書き方であって、実際の題本には「臣等」と書かれていたはずである。
- (38) 『六科史書 戸科』第五二冊、四五二～四五四頁、雍正六年一月三〇日、総理戸部事務和碩怡親王允祥等題本。
- (39) 『宮中檔硃批奏摺財政類』第六〇リール七六～七八、雍正六年一二月二六日、署理江西巡撫張垣麟奏摺。

〔附記〕 本稿は、平成二四～二七年度科学研究費補助金(若

手研究(B)「清代中期の制錢供給政策に関する財政史的研究―近代前夜の中国貨幣と国家―」(課題番号24720318)による研究成果の一部である。